

## 江戸川区公共建築物等における木材利用推進方針

### 1 目的

この方針は、江戸川区内（以下「区内」という。）の公共建築物等の建築、整備等における積極的な木材の利用を推進するため、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）に基づき、公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針（平成 22 年農林水産省、国土交通省告示第 3 号）に則して、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 木材利用の意義

木材は、断熱性、調湿性等に優れているほか、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を固定できる資材である。さらに、再生可能な資源であり、エネルギー源としても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えないカーボンニュートラルの位置付けを有する。このため、江戸川区（以下「区」という。）が率先して木材の利用を推進することにより、木材特有の温もりがある快適な空間の形成、建築物等における炭素の貯蔵及び蓄積による二酸化炭素の排出抑制等の地球温暖化対策並びに循環型社会形成の一環となることが期待できる。

### 3 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 木材 日本国内で生産された木材及びその他の木材をいう。
- (2) 公共建築物 区が管理を行う建築物（区の委託を受けた者及び指定管理者により管理を行う建築物を含む。）をいう。
- (3) 建築 新築、増築、改築及び改修をいう。
- (4) 木造化 公共建築物の主要構造部（壁、柱、床、梁、屋根等<sup>はり</sup>をいう。）の全部又は一部に木材を使用することをいう。
- (5) 木質化 公共建築物の内装及び外装の全部又は一部に木材を使用することをいう。
- (6) 公共工作物 区が事業主体となり施工する道路、河川、公園等に係る工事により整備される工作物をいう。
- (7) 友好都市 長野県安曇野市、山形県鶴岡市及び新潟県南魚沼市をいう。
- (8) 交流都市 行政・住民同士の交流がある都市をいう。

### 4 基本的事項

区内の公共建築物等における木材利用の推進のための基本的事項は、次のとおりとする。

#### (1) 公共建築物

公共建築物の建築等に当たっては、施設の特性を踏まえて積極的に木材を使用し、建築物の木造

化及び木質化を図る。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）のほか、関連法令、施設設置基準等により適当でない認められるとき。

イ 施設の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して、木材の使用が困難と認められるとき。

ウ その他木造化及び木質化が困難と認められるとき。

(2) 公共工作物

公共工作物の整備に当たっては、木材及び木材を活用した木製品を積極的に使用する。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して、木材の使用が困難と認められるとき。

イ その他木製品の使用が困難と認められるとき。

(3) 備品、消耗品等

公共建築物の什器<sup>じゅう</sup>等の備品、文具類、玩具等の消耗品については、木材を利用したものを積極的に使用する。

(4) 優先して使用する木材

公共建築物等の木造化及び木質化に当たっては、健全な森林造成及び資源循環のために植林、保育、間伐等がされた友好都市、交流都市又は東京都内で生育及び生産された木材の使用に努める。

5 木材利用の啓発及び普及の推進

区は、公共建築物等の木造化及び木質化の推進に当たっては、木材を積極的に使用することにより、木材の利用意義について、江戸川区民への啓発及び普及の推進に努める。

付 則

この方針は、令和 2 年 9 月 15 日から施行する。